

監事監査報告書

令和3年5月15日

学校法人 後藤学園

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 後藤学園

監事

峰 修治

監事

若井英之

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人後藤学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人後藤学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人後藤学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務、財産、理事の業務執行に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。